

# 国立大学法人群馬大学苦情処理委員会専門委員会規程

平成16年7月8日制定

平成17年4月1日改正

## (趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学苦情処理委員会規則第8条の規定に基づき、専門委員会について必要な事項を定める。

## (設 置)

第2条 国立大学法人群馬大学苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）に、次の専門委員会を置く。

教育専門委員会

研究専門委員会

管理運営専門委員会

人事労務専門委員会

## (任 務)

第3条 専門委員会は、苦情等に係る事案について調査する。

2 専門委員会は、前項の調査の結果報告書を苦情処理委員会に提出するものとする。

## (組 織)

第4条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事のうち学長が指名する者

(2) 学長が指名する教員 3人

(3) 事案に関係する事務局の部長並びに事案に関係する各学部（医学部を除く。）又は昭和地区の事務（部）長

2 専門委員会は、任務の完了とともに解散するものとする。

## (委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (事 務)

第6条 専門委員会の事務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。